

## ●放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準

新制度では、放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)の設置、運営については市が条例により定めることとなりました。(新児童福祉法 § 34-8-2)

市の条例には、放課後健全育成事業に従事する者とその員数は厚生労働省令が定める基準に基づき定め(従うべき基準)、その他の事項は厚生労働省令が定める基準を参酌して定めます。

\*従うべき基準…適合しなければならない基準。条例の内容は、「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、基準の範囲内で、地域の実情に応じて内容を定めることは可能。

\*参酌すべき基準…十分参照した上で判断しなければならない基準。条例の制定に際しては、「参酌すべき基準」の内容を十分検討した上で、地域の実情に応じて、基準とは異なる内容を定めることは可能。

項目	基準区分	省令基準	条文
総論	放課後健全育成事業者の一般原則等	参酌 ・事業利用児童の人権への配慮、人格の尊重 ・地域社会との交流、連携、児童の保護者、地域社会への運営内容の説明 ・運営内容の自己評価、結果の公表 ・採光や喚起等、利用者の保健衛生、危害防止に十分に考慮した事業実施場所の構造設備であること	§ 5
	非常災害対策	参酌 ・軽便消火器等の消化用具、非常口、その他非常災害に必要な設備の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の定期的な実施	§ 6
	職員の一般的要件等	参酌 ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなくてはならない。	§ 7
	職員の知識及び技能の向上等	参酌 ・常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識と技能を修得、維持向上に努める。 ・事業者による従事職員への研修機会の確保。	§ 8
設備	設備基準	参酌 ・遊びと生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画と必要な設備、備品等を備える。	§ 9-①
	専用区画の面積	参酌 ・児童 1 人につき、おおむね1.65㎡以上	§ 9-②
	専用区画等の設備、備品	参酌 ・事業開所時間帯を通じて、もっぱら事業用に供する。ただし、利用者に支障がない場合は、この限りでない。 ・専用区画等は、衛生、安全が確保されていること。	§ 9-③、 -④
職員関係	職員配置	従う ・各事業実施場所ごとに資格を有する放課後児童支援員を配置する。	§ 10-①
	放課後児童支援員の配置基準	従う ・支援の単位ごとに2人以上。うち、1人を除き補助員をもって代えることができる。	§ 10-②

項目	基準区分	省令基準	条文	
職員関係	支援員の資格要件	従う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当し、県が実施する研修修了者であること。</li> <li>(1) 保育士</li> <li>(2) 社会福祉士</li> <li>(3) 高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>(4) 教員免許所持者</li> <li>(5) 大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科かこれに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>(6) 高等学校を卒業し、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業の従事者</li> </ul>	§ 10-③
	支援の単位	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の単位は、放課後児童健全育成事業の提供が同時又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの</li> <li>・一つの支援単位を構成する児童数は、おおむね40人以下</li> </ul>	§ 10-④
	支援員	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員、補助員は、もっぱら支援単位ごとに支援を提供する。</li> <li>・利用者が20人未満の放課後児童クラブで支援員1名以外か補助員が同一敷地内にある他の事業所や施設等の職務に従事している場合や利用児童の支援に影響がない場合は、この限りではない。</li> </ul>	§ 10-⑤
その他	その他の運営基準	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止</li> <li>・利用者に対する虐待等の禁止</li> <li>・利用者が使用する設備、食器、飲用水等の衛生管理</li> <li>・感染症又は食中毒の発生、まん延防止</li> <li>・必要な医薬品等を常備及び管理</li> </ul>	§ 11 ～ § 13
	運営規程の整備	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、事業所ごとに事業運営に関わる次の重要事項を運営基準として定める。</li> <li>(1) 事業の目的、運営方針</li> <li>(2) 職員の職種、員数、職務内容</li> <li>(3) 開所日及び開所時間</li> <li>(4) 支援内容と保護者負担額</li> <li>(5) 利用定員</li> <li>(6) 通常の事業の実施地域</li> <li>(7) 事業の利用にあたっての留意事項</li> <li>(8) 緊急時等の対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) 虐待防止のための措置に関する事項</li> </ul>	§ 14
	帳簿の整備	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、財産、収支、利用者の処遇状況を明らかにする帳簿を整備する</li> </ul>	§ 15
	秘密保持	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはいけない。</li> <li>・既に退職した職員が正当な理由なく利用者やその家族の秘密を漏らさないよう、事業者は必要な措置を講じる。</li> </ul>	§ 16
	苦情対応	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者やその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情受付窓口の設置</li> <li>・事業者は、支援内容に市町村から指導、助言があった場合は、これに従った改善を行う。</li> <li>・運営適正化委員会が行う調査には出来る限り協力する</li> </ul>	§ 17
	開所時間	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の時間数を原則として、その地域の保護者の労働時間や小学校の授業終了時刻その他の状況を考慮して事業所ごとに定める。</li> <li>(1) 小学校休業日 8時間以上/日</li> <li>(2) 小学校休業日以外 3時間以上/日</li> </ul>	§ 18-①

## 資料 4

項目	基準区分	省令基準	条文
開所日数	参酌	・次の日数を原則として、その地域の保護者の労働時間や小学校の授業終了時刻その他の状況を考慮して事業所ごとに定める。 (1) 250日以上/年	§ 18-②
保護者との連絡	参酌	・利用者の健康や行動を説明し、支援の内容等に保護者の理解と協力を得るよう、密接な連絡をとる	§ 19
関係機関との連携	参酌	・市町村や児童福祉施設、利用者が通学する小学校等の関係機関と密接に連携した支援を行うこと	§ 20
事故発生時の対応	参酌	・事故発生時には市町村、保護者等への連絡と必要な措置を講じること ・賠償すべき事故発生時には、速やかに損害賠償を行うこと	§ 21